

令和6年度工事請負契約における前払金の使途拡大に関する特例措置について

令和6年4月 契約課

予算の早期執行による経済効果の最大限の発現を図るため、国の前払金の使途拡大の特例措置が継続されることとなりましたので、本市においても国と同様に時限的な特例措置として、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 特例措置の対象となる前払金

特例措置の対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものとしします。

2 特例措置の対象となる前払金の使途拡大の内容

前払金の使途について、現在の使途に加え、特例措置により、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に拡大します。

なお、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とします。

※前払金の割合（請負金額の4割以内）に変更はありません。

現在の使途（主に直接工事費）
当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却された割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費
拡大分
現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）
【現場管理費の例】
・現場労働者に係る法定福利費
・現場労働者の作業用具、作業用被服等の労働管理費及び安全訓練費
・現場事務所の光熱水費、通信費、交通費等
【一般管理費の例】
・当該工事現場を管轄する営業所の専任技術者、従業員の給料及び法定福利費
・当該工事現場を管轄する営業所における当該工事に係る通信費、事務費等の諸経費及び当該工事の施工に必要な機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

3 特例措置の適用及び手続き

(1) 平成 29 年 5 月 1 日以降に契約締結する工事より適用しています。

当初契約において前払金の使用等の特例が規定された契約約款を使用しますので、当初契約から適用となります。

(2) 令和 6 年度に使途拡大の対象期間が令和 6 年 3 月 31 日から令和 7 年 3 月 31 日までに 1 年間延長となりました。期間延長前の旧約款で契約締結(R5 年度末契約締結のゼロ市工事等)し、契約期間が満了していないもので、前払金の使途拡大を希望される場合は、別紙により協議を請求してください。協議の上当該契約を変更することにより、特例措置が適用となります。

請求先：苫小牧市財政部契約課担当

※前払金の使途の計上や前払保証事業会社からの払出手続きについては、前払保証事業会社にお問い合わせください。

(参考 1) 工事請負契約書約款の一部変更について

平成 29 年 5 月 1 日以降に契約締結する工事契約書約款の第 31 条に次のただし書きを加える。

「ただし、平成 28 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 7 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。」

(参考 2) 苫小牧市建設工事の前払金及び中間前払金に関する要領の一部改正について

苫小牧市建設工事の前払金及び中間前払金に関する要領第 6 条に（参考 1）のただし書きを加える。

令和 年 月 日

苫小牧市長 様

所在地

受注者 商号又は名称

代表者氏名

印

前払金の使途拡大に係る契約変更の協議について

標記について、苫小牧市工事請負契約約款第 54 条の規定に基づき、第 31 条の前払金の使用に係る規定の変更の協議を請求します。

工 事 名

契約締結日

※令和 6 年度苫小牧市発注工事における前払金の使途拡大に関する特例措置に係る取扱い

1 特例措置の対象となる工事

特例の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成 28 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、令和 7 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものとする。

2 特例措置における前払金の使途拡大内容

前払金の使途について、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に拡大する。なお、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とする。